随意契約理由書

1　案件名称
　令和８年度平野区地域コミュニティ育成事業業務委託

2　契約の相手方
　一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3　随意契約理由
　コミュニティ育成事業は住民間の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりを推進するために実施する事業であり、競争入札のような価格のみを重視するのでなく、事業の実施にあたっては構想力や事業者が蓄積してきたノウハウ、様々な応用力が求められるため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により事業者を募集することとした。
　学識経験者等の意見を聴取する選定会議を令和８年２月２日に開催し、選定を行った結果、評価点が一定の基準を満たしていることから「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」が事業者として選定された。よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」と契約を締結する。

4　根拠法令
　地方自治法施行令第167条の２　第１項第２号

5　担当部署
　平野区役所　地域課　コミュニティ育成事業担当（電話番号　06－4302－9734）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度 大阪市平野区地域福祉活動コーディネーター事業業務委託

２　契約相手方

社会福祉法人　大阪市平野区社会福祉協議会

３　随意契約理由

本事業は、概ね小学校区ごとに地域福祉活動コーディネーターを配置し、各地域と連携することにより、見守りなど地域におけるセーフティネット構築のための地域福祉活動の推進、ボランティアサービスのシステム構築と需給調整及び地域別の地域福祉活動目標の実現に向けた支援・指導を行っていくものである。

本事業の活動において、福祉局が各区社会福祉協議会と特名随意契約を締結している「大阪市生活支援体制整備事業」「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」とは密接不可分な関係にある。

「生活支援体制整備事業」とは、多様化する高齢者への生活ニーズに対してサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズや資源の把握、関係者間のネットワーク構築、資源の開発等を行い、地域のニーズに対応する多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築を行っている事業である。

この事業について、福祉局は平野区社会福祉協議会（以下「区社協」という）を事業実施可能な唯一の事業者とし、特名随意契約を締結している。特名随意契約の理由は、事業の推進にあたって、これまでの長年の福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とした活動において、地域における高齢者の状況や地域資源に関する情報を豊富に持ち、各種団体等とのつながりがあり、様々な地域コミュニティづくり等の活動に携わってきた区社協が事業実施可能な唯一の事業者であるためである。

また「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」とは、見守り支援ネットワーカーが地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、地域の見守り活動への支援、孤立世帯等への専門的対応、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの機能を一体的に実施することをとおして、地域の要援護者が抱える課題の解決を図り、安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り福祉コミュニティの形成を行っていく事業である。

この事業についても、福祉局は区社協を事業実施可能な唯一の団体とし特名随意契約を締結している。特名随意契約の理由は、「地域福祉の推進」に取組んでおり、地域の課題解決のため地域住民や地域における様々な団体・社会福祉施設等、地域にお

ける社会資源の「プラットフォーム」としてのネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるためである。

区社協は、区内における各地域の福祉課題を把握し、福祉分野における専門的知識やノウハウを活かして、地域の課題解決に向けた中間支援機能の役割を果たしている。区社協が有している「地域における社会資源の「プラットフォーム」としてのネットワーク」は、長年にわたる地域との関係づくりのなかで、地域のキーパーソンとの良好な関係を築きながら、極めて良好かつ綿密な地域の課題解決に取り組んできた実績によるものである。

区社協が一体的に実施している「生活支援体制整備事業」「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と本事業は、住民が住み慣れた地域で生活することをめざすという共通の理念があり、そのために地域福祉の推進を行っているなど共通点が非常に多い。特に「生活支援体制整備事業」における「生活支援サービスの体制整備」や、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「要援護者に対する地域の見守り活動への後方支援」「関係機関による相談支援に対する連携協力」については、地域との継続した密な関わりが必要な業務内容であり、当該事業内容全体と密接不可分である。

同一の事業所が実施することで、それぞれに得られた地域資源やネットワークを活用できるため両事業の効果を高めるとともに、地域住民への一貫した支援提供が可能となり、地域全体の福祉向上に寄与するものとなる。また、随時最新の状況を速やかに共有することで、ときには緊急を要することもある対象者への支援を適切に行うことができる。

反対に同一でない事業所が実施することで、連携や連絡調整がうまくとれずに区民への支援が遅延するなど業務に支障が生じる。加えて、当事業従事者と「生活支援体制整備事業」「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」従事者が、それぞれの役割をもって同一の対象者を支援することや同時に対象者宅に訪問することもあることから、問題が生じた際に責任の所在が不明確になるという支障が生じることが懸念される。

以上のことから、当事業を実施するにあたって唯一の対応できる団体として、区社協を本件業務委託契約の契約相手先に指定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

５　担当部署

平野区役所　保健福祉課（電話番号：06－4302－9860）

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度ひらの青春生活応援事業業務委託

2　契約の相手方

一般社団法人　office ドーナツトーク

3　随意契約理由

ひらの青春生活応援事業は、多様な背景を有し高校生活を継続することが困難な高校生に対しての高校生活定着支援を業務委託するという性質であることや支援対象者を精神的・実践的にサポートすることで自立を助長することを目的とした事業であり、競争入札のような価格のみを重視するのではなく、事業の実施にあたっては、事業者が蓄積してきたノウハウ、様々な応用力が求められるため、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)により事業者を募集することとした。学識者等の意見を聴取する選定会議を令和８年２月 16 日に行った結果「一般社団法人 office ドーナツトーク」が事業者として選定された。よって地方自治法第 167 条の２第１項第２号の規定により、「一般社団法人 office ドーナツトーク」と契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

平野区役所　保健福祉課　地域福祉担当（電話番号　06－4302－9860）

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度長吉地域東部未利用地活用検討調査業務委託

2　契約の相手方

株式会社地域計画建築研究所　大阪事務所

3　随意契約理由

本業務は、区内に多数集積する未利用地の有効活用を図る中長期的な視点でのまちづくりを推進するため、その活用方策等を検討するにあたり、調査や検討業務の支援を行うものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予定価格の範囲内において、最も効果的な事業効果が期待できる業務委託先の選定が可能である公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

選定会議において学識経験者等から意見を聴取した結果、提案事業者が１者であったが、株式会社地域計画建築研究所　大阪事務所の評価点が、全委員による評価点の平均である 60 点を上回り、契約相手方として適しているとの意見であったため、同社と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

平野区役所　総務課　企画調整担当（電話番号　06－4302－9928）

随意契約理由書

1　案件名称

　令和８年度平野区広報紙「広報ひらの」企画編集等業務委託

2　契約の相手方

　株式会社トライアウト

3　随意契約理由

　区民及び区内企業に対する市・区の施策や取り組み等の支持・関心を高めるという本事業の目的に対し、区民及び区内企業のニーズを意識した情報発信、特に関心が低い層、若年層が広報紙への関心を高めるような戦略性の高い情報発信及び専門的な編集力・企画力が必要であることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により事業者を募集することとした。

　学識経験者等の意見を聴取する選定会議を令和７年 12 月８日及び令和８年２月 19 日に開催し、選定を行った結果「株式会社トライアウト」が事業者として選定された。よって、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２２の規定により、「株式会社トライアウト」と契約を締結する。

4　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

　平野区役所政策推進課（電話番号 06－4302－9683）